

文献資料  
紹介  
〈第11回〉

屋久嶋中間村御検地名寄帳 山本秀雄

屋久嶋中間村御検地名寄帳について

島津藩は江戸中期『屋久嶋規模帳』と云うを作成して、屋久嶋支配の基準書としていた。この事は本誌第六号に取上げ、なお貢租賦課の基礎資料に『御検地竿次帳』・『御検地名寄帳』のあったことにもふれたが、今回はその中の『御検地名寄帳』、中間村の分を紹介したい。

この検地調査は享保十一年（一七二六）であるが、当時の屋久嶋は村落が口永良部を含めて二十二ヶ村あったと思われるが、『名寄帳』・『竿次帳』が現存する村は長田・吉田・一湊・志戸子・船行・安房・黒石野・麦生・原・尾之間・小島・恋泊・椎野・平内・湯泊・中間・栗生・口永良部の十八ヶ村で、宮之浦・楠川・小瀬田・脇元の四ヶ村は含まれていない。楠川は寛政年以降の村落だし、当然享保年中は存在しないが、脇元は天保六年に消滅しているから当時は存在した村である。それに奉行所在地の宮之浦や楠川・小瀬田・脇元の四ヶ村分がないのは紛失したか、又は別に所蔵者があるのにまだ陽の目を見る機会を与えられていないのか、今後発見を待ちたい。確かに四ヶ村共に検地両帳が存在したことは間

違くない。ご承知の様に楠川に『楠川区有文書』という近世屋久嶋史料が蔵されているが、この文書の中に前記の他村と検者や作成年を同じくする『楠川村御検地竿次帳』の写しがあるから、十八ヶ村と一連の検地帳であったことが察せられる。そして不足の楠川村の分はこれで補われよう。

さて宮之浦・楠川・小瀬田・脇元を除く十八ヶ村の『御検地両帳』の原本は、現在慶応大学経済学部研究室の所蔵するもので、今回紹介する史料は昭和五十五年二月十六日、同大学経済学部の速水融先生のご厚意によるコピーであることを記して、速水先生にお礼を申し上げたい。此龐大な史料の収集経路をお尋ねしたところ、先師野村兼太郎教授の収集文書であるという外は不明であるとのお答えを頂いた記憶がある。

速水先生は昭和四十二年度の徳川林政史研究所発行の『研究紀要』に『近世屋久島の人口構造——享保十一年検地竿次帳の検討——』と題して、この史料の紹介に及びこの史料は故野村兼太郎教授の収集文書であったこと、又屋久嶋奉行の手許に保管されていたものであるとも附記されている。

察するに明治三十七年（一九〇四）屋久嶋では山林の所有権をめ

ぐつて国を相手に『屋久島国有林下戻訴訟』を起こしている。正確には『不当処分取消並二国国有林下戻請求の行政訴訟』と云うが、何と十六ヶ年間争つたこの裁判は、島民側の敗訴に終つた事件で、当時大変に大きな社会問題となつたが、実はこの訴訟の裏付資料として島民が裁判業務一切を委任した浅野総一郎氏（浅野同族株式会社代表）の元に、関係資料を提出している（その一部は写本で現在国会国立図書館に日本林制史調査資料鹿兒島藩第一号として保管されている）。原本は浅野同族(株)所蔵となつており、計十三点、中に享保十一年の『高極帳』など、慶大所蔵資料と目的内容（検者・作成年など）を同くするものが含まれていることから、両者は元々軌を一にした裁判資料として屋久島から東京に送られたもので、長年月の間に所有が別れた姉妹本と見るが自然であろう。

ともあれ二つの屋久島関係文書が最も安全な場所に保管されていることを喜びたい。いま十八ヶ村分を紹介出来ないで、今回は中間村の『御検地名寄帳』一点を取上げるが、内容は土地関係で田・畑・屋敷地、石高は粃・大豆・上木粃、人別改は人口数・名前・名頭との続柄、家畜は牛・馬、上木で桑・柿・茶・唐芋・唐竹、漁業は船・網などに及び、上納の対象となり得るものすべてを調査した年貢の基本台帳と云えよう。島津藩の直轄地支配の特殊性がみえて興味あるものである。

なお『検地名寄帳』と『同竿次帳』は内容が同一であるが、名寄帳が人別改を先にし、後者は土地の方から書き出している。利用面から提出先が違つていたことを両帳末尾の但し書が教えてくれる。本文をご覧いただきたい。



### 享保十一歳八月晦日

### 屋久島中間村御検地名寄帳

東郷吉右衛門

#### 一冊

中間村

男三拾八人

馬七疋

女三拾八人

下屋敷

七間 式畦三歩

大ツ巻斗一升五合

仁兵衛

一、桑壺本 粃壺升

一、当六十五歳 仁兵衛

一、同六十六歳 妻

一、同三十五歳 いせ

一、同二十九歳 南右衛門

一、同四歳 文松

一、同六十歳 太右衛門

一、同四十六歳 妻

一、同二十八歳 次郎

一、馬壺疋

下屋敷 四間 式畦八歩

嘉兵衛

大ツ巻斗一升三合

一、桑壺本 粃壺升

一、当三拾八歳 嘉兵衛

一、同三拾四歳 妻

一、同拾七歳 鶴

一、同十式歳 丈太郎

一、同十歳 袈裟太郎

一、同七歳 丈菊

一、同四十四歳 なべ

一、同四十歳 みつ

一 尚拾歲 右みつ 女子 如家如家子 一 同七歲 右みつ 女子 不兼

一 同拾拾三歲 右みつ 女子 一 同拾拾三歲 右みつ 女子 一 同拾拾三歲 右みつ 女子

一 同拾拾三歲 右みつ 女子 一 同拾拾三歲 右みつ 女子 一 同拾拾三歲 右みつ 女子

一 馬志定

下屋敷 十式間 四哇二十四步

大ツ壱斗八升八合

一 尚拾七歲 吳志一 一 同拾七歲 妻

一 同拾九歲 源金 一 同拾九歲 妻

一 同拾八歲 半金 一 同拾八歲 妻

一、同十式歲 右みつ 女子 朔日

一、馬志定

下屋敷 十式間 式哇

大ツ壱斗

與右衛門

一、當四拾七歲 與右衛門

一、同四拾九歲 源左衛門

一、同十八歲 半左衛門

一、同三拾七歲 妻

一、同十壹歲 與兵衛

一、同四歲 次郎

一、同十四歲 五郎

一、同六拾三歲 百

一、馬志定

下屋敷 十式間 四哇二十四步

大ツ壱斗八升八合

仲右衛門

一、桑壱本 靱壱升

一、當六拾八歲 仲右衛門

一、同式拾三歲 半十郎

一、同五拾七歲 弥左衛門

一、同三拾三歲 丈

一、同式拾三歲 豐鶴

一、同式拾歲 たる

一、同拾四歲 妻

一、同七拾三歲 母

一、同七拾三歲 母

一、同七拾三歲 母

一、同七拾三歲 母

一、同四拾七歲 妻

一、同四拾三歲 妻

一、同四拾三歲 平作

一、同十四歲 與市

一、同八歲 五郎八

一、同三拾五歲 造右衛門

一、同四歲 乙市

一、同七拾壹歲 母

一、同七拾壹歲 母

一、同七拾壹歲 母

一、同七拾壹歲 母

一、同四拾壹歲 朔日

一、同拾六歲 伊兵衛

一、同五拾八歲 妻

一、同三拾七歲 八郎左衛門

一、同式歲 市

一、同式歲 豐鶴

一、同式歲 妻

一、同式歲 妻

一、馬卷足

下屋敷 六間 二十一間 四畦六步

新兵衛

大ツ式斗五升式合

一、桑卷本 扱卷升

一、当四拾三歳 新兵衛

一、同七拾八歳 新兵衛親 半右衛門

一、同六拾九歳 妻

一、同五拾歳 新兵衛兄 六兵衛

一、同六拾七歳 名子 源之丞

一、同六拾六歳 妻

一、同三拾四歳 養子 助左衛門

一、同拾歳 助左衛門女子 丈

一、同七歳 右同女子 けさ

一、同貳歳 右同子 孝右衛門

一、同五歳 助左衛門姪 きく

一、同七拾三歳 新兵衛伯父 善吉

一、馬卷足

一、貳枚帆船 巻艘

一、經網 巻帖

下屋敷 六間半 十八間 三畦貳拾七步

八左衛門

大ツ式斗四升

一、桑卷本 扱卷升

一、当四拾歳 右同 八左衛門

一、同四歳 八左衛門女子 きく松

一、同七拾四歳 新兵衛子 母

一、同四拾三歳 右同 從弟 藤兵衛

一、同拾歳 長左衛門

一、同四拾九歳 次郎左衛門

一、同四拾四歳 妻

一、同拾四歳 子 次郎八

一、同九歳 女子 乙丈

一、同四歳 女子 加奈

一、馬卷足

下屋敷 四間 十八間 貳畦十貳步

七左衛門

大ツ巻斗巻升

一、桑卷本 扱卷升

一、当四拾貳歳 七左衛門

一、同拾五歳 七左衛門子 袈裟太郎

一、同拾歳 右同女子 いぬ

一、同三拾九歳 右同妹 たる

一、同三拾五歳 右同妹 まんけさ

一、同貳歳 まんけさ子 彦市

一、同七拾歳 七左衛門 母

一、馬卷足

下屋敷 六間 十五間 三畦

中慶寺

大ツ巻斗式升

道ノ上

下田 九間 十八間

五畝十式步 せ町五ツ

八左衛門

扱巻俵式斗式升

西田

中田 十七間 十八間

巻反六步 せ町十四

平作

扱六俵

中ノ下り

中田 十六間

五畝拾步 せ町五ツ

次郎左衛門

扱三俵六升

須崎

中田 七間半 十五間

三畝式十三步 せ町四ツ

與三左衛門

扱式俵巻斗四升

前田

下田 九間 十間

三畦 せ町巻ツ

新兵衛

籾壺俵三斗

せと

下田 五間  
十七間

二畝式十五歩 せ町七ツ

次郎右衛門

西ノ嶺

山畑 三間  
三間

三歩

六左衛門

籾壺俵壺五升

せと添

下々田 十三間  
十六間

壺畝十八歩 せ町七ツ

藏右衛門

同前

山畑 四間  
四間

八歩

善兵衛

籾壺斗八升

下田 十四間  
十五間

式畝 せ町四ツ

嘉兵衛

同前

山畑 三間  
四間

大ツ六合

新兵衛

籾三斗式升

石原田

下畠 九間  
十一間

六畝九歩

仲右衛門

同前

山畑 三間  
四間

大ツ八合

助左衛門

のびふ

山畑 二間  
六間

十式歩

源之吸

西ノ嶺

大ツ九合

平作

須崎

下畠 八間  
九間

式畝十式歩

八郎左衛門

同前

山畑 五間  
八間

大ツ壺升

源之吸

西ノ嶺

山畑 二間半  
十六間

壺畝十歩

仲右衛門

同前

山畑 八間  
八間

大ツ式升四合

善兵衛

同前

下々畑 五間  
九間

壺畝十五歩

與右衛門

同前

大ツ三升

善兵衛

山畑 三間  
八間

貳拾四歩

助左衛門

前田

山畑 十八間

貳畝貳拾歩

仲右衛門

西ノ嶺

山畑 三間  
八間

貳拾四歩

善兵衛

前田

下畠 三間  
八間

貳拾四歩

善兵衛

田ぞへ

下畠 六間  
貳拾貳間

四畝拾貳歩

次郎右衛門

同前

下畠 七間  
十八間

四畦六歩

同人

西ノ嶺

下畠 貳間  
十間

貳拾歩

善兵衛

濱道

山畑 三間  
八間

貳拾四歩

同人

西田

下畠 四間  
十九間

貳畝拾六歩

藏右衛門

同前

山畑 十三間

壹畝

仲右衛門

同前

山畑 四間  
十間

壹畝拾歩

善兵衛

同前

山畑 五間  
六間

壹畝

善兵衛

中ノ下り

山畑 貳間  
十間

貳拾四歩

與右衛門

同前

山畑 六間  
十三間

貳畝拾貳歩

同人

同前

山畑 四間  
五間

貳拾歩

新兵衛

同前

山畑 四間  
五間

貳拾歩

次郎右衛門

大ツ壹升

大ツ壹升六合

大ツ貳升三合

大ツ九升

大ツ貳升

大ツ壹斗三升

大ツ壹升六合

大ツ壹升五合

大ツ三升六合

大ツ壹升貳合

大ツ貳升三合



山焬ツノ 七歩 拾四歩 八合

大ツ九合

山焬果 七歩 拾四歩 八合

大ツ九合

山焬果 七歩 拾四歩 八合

大ツ九合

山焬中 七歩 拾四歩 八合

大ツ九合

山焬中 七歩 拾四歩 八合

大ツ九合

山焬原 七歩 拾四歩 八合

大ツ九合

山焬原 七歩 拾四歩 八合

大ツ九合

山焬原 七歩 拾四歩 八合

大ツ九合

古里

山焬 八間

式畝四歩  
大ツ三升

嘉兵衛

門ノ嶺

山焬 十六間

式畝四歩  
大ツ式升壹合

八左衛門

同前

山焬 七間

拾四歩  
大ツ九合

同人

同前

山焬 十七間

壹畝四歩  
大ツ壹升六合

次郎右衛門

同前

山焬 十三間

壹畝式拾四歩  
大ツ式升七合

仲右衛門

中嶋

山焬 十四間半

三畝壹歩  
大ツ六升

嘉兵衛

中嶋

山焬 八間

式拾四歩  
大ツ壹升

與右衛門

石原

山焬 十四間

式畝拾四歩

嘉兵衛



大ツ三升八合

同前

山畑 三間  
五間

拾五歩

同人

屋敷ノ下

大ツ四升三合

藤兵衛

大ツ八合

屋敷添

下畠 十式間  
十四間

五畝拾八歩

七左衛門

南ノ上

大ツ八合

七左衛門

大ツ式斗式升四合

屋敷添

山畑 十二間  
十二間

式拾四歩

仁兵衛

七まがり

大ツ七合

與三左衛門

大ツ壹升

同前

下畠 八八間  
八間

式畝四歩

嘉兵衛

同前

大ツ式升八合

嘉兵衛

大ツ七升

同前

山畑 十一間  
十二間

四畝拾式歩

同人

古里

大ツ式升壹合

藏右衛門

大ツ壹斗

同前

山畑 四間  
五間

式拾歩

同人

同前

大ツ四升九合

次郎右衛門

大ツ八合

川畑

山畑 四間  
五間

式拾歩

次郎左衛門

山畑 十間  
十間

大ツ式升九合

平作

大ツ八合

内苗

次郎左衛門

合 田畠屋敷卷町五反式畝拾歩

大ツ式升九合

田方三反四畝四歩

畠方九反三畝拾六歩

屋敷式反四畝式拾歩

合 粃大豆式拾七俵三斗式升三合

粃拾七俵三斗式升

大豆九俵式斗九升三合

桑粃六升

高 拾石壹斗八升式勺壹才

合桑六本

合式枚帆船壹艘

合鯉あみ壹帖

合男女七拾六人

男三拾八人

女三拾八人

合 馬七疋

中間村切才

善兵衛

右 同

新兵衛

栗生村庄屋

善拾郎

右 同

武右衛門

竿取国分

外山傳八

右同谷山

山下四郎右衛門

対見川辺

堀内孝兵衛

顛娃

齋藤與右衛門

筆算蒲生

谷口次兵衛

右同伊作

中村市左衛門

右同谷山

柏木十左衛門

筆者

肱岡藤左衛門

東郷吉右衛門

享保十一年<sub>午</sub>九月廿三日

右御檢地名寄帳 今度就大御支配郡奉行東郷吉右衛門致門割帳面

指出候付拾二万石御藏入<sub>江</sub>支配相究書写渡置候間 此帳面之通取納

可申渡者也

享保十二年未<sub>丁</sub>潤正月九日

大御支配所

谷山角太夫

鎌田太郎右衛門